令和３年度　特別強化選手支援事業対象経費

|  |
| --- |
| 目的：本県の優秀な選手を特別強化選手として指定し、遠征費や選手強化活動に要する経費を補助する。補助対象経費：旅費（宿泊費・交通費）・報償費・需用費・使用料及び賃借料とする。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 費　　目 | 支出基準（補助金限度額） | 証拠書類の整理・注意事項 |
| 旅　　費 | 【宿泊費】※金額は税込○１泊２食：９，８００円以内○１泊朝食：８，３００円以内○素 泊 り：７，３００円以内　　※朝食１，０００円　夕食１，５００円以内【交通費】○交通費実費○ガソリン代、有料道路通行料、駐車場代パック旅行代金※各競技大会、海外遠征等に係る旅費も可(海外遠征等は、事前に県スポーツ協会に相談すること) | 【宿泊費】○領収書は、宿泊先又は業者が発行（パック料金等）する領収書で、宿泊日・単価・素泊り・１泊朝食・１泊２食等の内訳の記載があること。 ○食事は原則宿泊先でとり、宿泊先で食事がとれず違う所で食事をとった場合は、利用施設代表者の発行する人数が記載された食事代領収書を添付する。※コンビニエンスストア等の場合はレシートを添付する。【交通費】○領収書は、業者が発行するもの。また、領収書に明細がない場合には、明細が記載された請求書を必ず添付すること。○ガソリン代は満タンで出発し、事業終了後満タン給油した分のみ補助対象とする（量記載の領収書添付）ただし、往復１０㎞以上１００㎞未満の場合は、１泊２日以上の合宿のみ１㎞２９円以内で計算することができる。※レンタカー使用の場合は、ガソリン代の領収書を添付すること。○高速道路通行料金で、ＥＴＣ使用の際は必ず利用証明書を添付すること。 |
| 報償費 | ○１回の報償費の上限は、５万円以内とする。 | ○報償費の領収証には、ただし書きとして「報償費として」、「実施日（実施期間）」、「含源泉所得税額」を記入すること。注）源泉所得税10.21％を含む。○住所、氏名は自筆とし、必ず押印すること。ただし、外国籍で印鑑のない場合はサインで可。注）源泉所得税（10.21%）は必ず税務署に納めること。特別強化選手が納付した場合は、納付済領収書を添付すること。 |
| 需用費 | ○競技用具に係る経費については２０，０００円を上限として補助する。 | ○業者の発行する領収書　※品名・単価・数量等が分かる資料を添付する。 |
| 使用料及び賃借料 | ○会場借上げ料（電気・空調料含む）○レンタカー代 | ○使用した会場・施設が発行する明細書、領収書を添付すること。明細書がない場合は、内容が分かる資料を添付する。○レンタカーの使用は、事前に県スポーツ協会に相談すること。 |
| 留意事項 | １）各経費の領収書等証拠書類は、事業ごとに完備し、原本を提出すること。また、提出する書類の控えを必ず保存（事業の完了した日の属する年度の翌年度から５年間）すること。２）領収書の宛名は、特別強化選手名を記入すること。また、領収書の原本に加筆することは不可とする。３）強化費出納帳（参考資料）を作成し、現金の管理をすること。 |